

平成29年度 古賀市次世代人権リーダー育成事業

古賀市次世代人権リーダー育成事業 募集要項

1、目的

古賀市人権施策基本指針基本理念に基づき、様々な人権問題の解決をめざし、積極的に活動する古賀市人権リーダーの育成を資することを目的とする。

2、事業内容

研修名		日 時	場 所	募集人数
A	第49回全国 高校生集会 (※宿泊)	平成29年 8月19日(土) 8月20日(日)	群馬県 みなかみ町	2名程度
		<p>●人権課題「同和問題」</p> <p>●内容：人権問題の学習を深めるとともに、差別の撤廃や人権社会の確立に向けての議論・意見の交流を行い、参加者一人ひとりの自己実現や社会参画の多様性を探る。集会参加後、学習内容の報告書を作成し、参加者と意見交流する。</p>		
B	次世代人権リ ーダーフィー ルドワーク (※日帰り)	平成29年 8月16日(水)古賀市内 8月17日(木)志免町他 8月18日(金)古賀市内	※詳細は 別紙②参照	10名 程度
		<p>●人権課題「同和問題」「障がい者の人権問題」他</p> <p>●内容：古賀市内及び近隣市町の施設見学及び作業体験を通じて自身の人権感覚の醸成を図ると共に、研修最終日に、学習内容の総括を行い、報告書の作成を行う。</p>		

3、応募資格

- ①古賀市内に居住し、満年齢15歳以上20歳未満の者（中学校在学中の者を除く）。
- ②習得した知識をもとに、自己の人権感覚の向上に努め、市内の人権活動に役立てる意欲がある者。
- ③保護者の同意が得られる者。

④高等学校在学中の者については、在籍する学校長の承認が得られる者。

4、応募方法

応募者は、応募用紙（別紙①）に応募動機（200字程度）を書いて、古賀市人権センターへ申し込んでください。FAX・郵送でもかまいません。

5、応募締切

平成29年6月30日（金）17時00分 必着

6、参加者の選考及び決定

選考については、人権センターで行い、本人及び保護者へ通知します。

7、参加資格の取り消し

- 研修前に、派遣に不適當な事由が生じた場合。
- 研修中に、リーダーとしてふさわしくない行為があった場合。

8、経費の負担

A：第49回全国高校生集会	旅費（宿泊費含む）・研修参加負担金は市より全額補助。それ以外の経費は自己負担。
B：次世代人権リーダーフィールドワーク	参加費無料。（昼食代は自己負担）

9、その他

- (1) 事前に、事業の趣旨・目的について理解を深めると共に、リーダーの心構えについて説明会を実施します。
- (2) 研修で学習した内容、参加者が作成した報告書は「いのち輝くまち☆こが2017」みんなの人権ひろばに展示すると共に市の人権教育・啓発資料として活用します。（研修中に撮影した写真等の掲載含む）
- (3) 1人の参加者がA、B両方の研修に申し込む事は可能です。
- (4) 保険の適用は市役所からとなります。市役所までの道中は適用されませんのでご了承ください。

10、問い合わせ先

古賀市役所 市民部 人権センター With（ウィズ）
人権教育・啓発係 担当 大谷 直美
〒811-3192 古賀市駅東1-1-1
電話：092-942-1128 FAX：092-942-1286

《B：次世代人権リーダーフィールドワーク日程表》

	日 時	内 容	場 所	備 考
第 1 回	8月16日 9:00～12:00	<p>●開校式及び施設見学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古賀市の人権施策について学習 ・海津木苑、ひだまり館、ししぶ交流センター 	古賀市役所 市民交流室 及び 市内各施設	市役所 バス 利用
第 2 回	8月17日 9:00～16:00	<p>●人権フィールドワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設見学と作業体験 ・障がい者就労施設長の講話と施設見学 (※昼食はレストランゆずの木を利用) 	ゆずの木学園 (志免) レストラン ゆずの木 (福岡市西区)	市役所 バス 利用
第 3 回	8月18日 9:00～12:00	<p>●意見交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習内容 研修のまとめ(ワールドカフェ方式) 「いのち輝くまち☆こが」 発表資料作成 	古賀市役所 市民交流室	

※A：第49回全国高校生集会については、主催者より詳細が発表され次第お知らせします。